

# 第 31 回 仙台市宅地保全審議会

## 議 事 録

平成 23 年 12 月 20 日

仙台市役所 2 階 第三委員会室

## 第 31 回 仙台市宅地保全審議会

日 時 平成 23 年 12 月 20 日（火）午後 3 時 00 分～午後 3 時 47 分

場 所 仙台市役所 2 階 第二委員会室

出席者 仙台市宅地保全審議会委員

出席委員・・・飛田委員，吉田委員，源栄委員，風間委員，今西委員，  
渋谷委員，斎藤委員，嶋中委員，  
宮崎 都市・住宅整備課長（脇坂委員 代理），  
千葉（琢）委員，千葉（則）特別委員，  
三辻特別委員，吉川特別委員

欠席委員・・・内藤委員

事務局（仙台市）

稲葉副市長，高橋都市整備局長，横山都市整備局理事，  
高橋都市整備局次長，菊地住環境部長，早坂開発調整課長，  
反畑主幹，千田調整係長，田中主任，梅内技師

内容

1. 開会
2. 委嘱状交付
3. 議事
  - (1) 経過説明
  - (2) 宅地被災状況と市の復旧方針について
  - (3) 諮問・答申の進め方について
4. その他

主な内容

1. 委員の改選に伴い，会長・副会長を選出。それに合わせてこれまでの審議経過説明。また，第 6 回技術専門委員会での検討結果報告。審議会と専門委員会の今後の進め方と今後，地区ごとにおける審議を行う上での審議分類フロー（案）の提案をした。また，諮問・答申について，提案し議論を行った。

事務局 : 定刻になりましたので。ただ今より第31回仙台市宅地保全審議会を開催いたします。本日はお忙しい中ご出席いただきまして誠にありがとうございます。本来ならばもっと早い時期に開催するべきところですが、整備調整の結果、本日の運びとなったことにつきましてお許しいただきたいと存じます。

本審議会は9月1日より任期が改選されておりまして、11名の委員の方が改選されております。始めに、事務局代表より委嘱状をお渡しいたしますのでよろしくお願いいたします。これからお一人ずつお名前をお呼びいたしますので前のほうにお進みいただきまして委嘱状のお受け取りをお願いいたします。

— 委任状受け渡し —

事務局 : それでは事務局代表よりご挨拶を申し上げます。

事務局代表 : 本来であれば奥山市長が委員の皆様へ委嘱状を薦めなければならないところですが、公務が重なっているため私から委嘱状をお渡しさせていただきました。先ほど司会からも申し上げましたが、本審議会の委員の皆様の前任が8月末まででして、ただいま申し上げました委嘱状の任期開始は9月1日からで、色々な日程調整の関係で、年の瀬まで来てしまい大変申し訳ございませんでした。3月11日の大震災以降、仙台市でも先月末に議会におきまして復興計画のご承認を受けまして、これから復興に向けて奮発的に復興事業を進めていくということになります。皆様のお手元に先ほど復興計画をお配りさせていただきました。その中の重点的な部分のひとつとして、安全な宅地の復旧というのか、やはり仙台市のそれぞれの復旧に向けて、あるいは仙台市民が安心して暮らせる生活の土台作りを含めて、極めて重要なプロジェクトになっていると考えております。震災以降、宅地保全審議会におきましても、技術専門委員会で様々なご検討をいただいて参りました。今日はその技術専門委員会の検討結果のご報告とさせていただくことになっておりますので、保全審議会としての技術的なご検討をいただいて、それをベースにして復旧方針というものを固めていきたいと思っております。それが被災宅地にお住まいの方々の、いわゆる生活のリセットをする第一歩となって参りますので、非常に注目度の高い事業でもあります。お住まいの方お一人お一人の

生活に直接関わってくる大変な仕事ををお願いすることになりますが、どうぞ  
よろしくお願いを申し上げます。

事務局 : それでは審議に先立ちまして会長、副会長の選出でございます。

— 飛田委員選出。意義なし —

事務局 : それでは飛田委員が会長ということでよろしくお願いをいたします。

それでは副会長はどうでしょうか。

委員 : 今西委員をお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。

— 今西委員選出。異議なし —

事務局 : 異議なしということでよろしいでしょうか。それでは副会長は今西委員と  
いうことでよろしくお願いをしたいと思います。

それでは新たに就任しました飛田会長からご挨拶をいただきたいと存じま  
す。

委員 : ただ今、事務局代表から言われましたように、宅地被災に関してはこれま  
でに無かった規模で起こっているということ。それから1978年の宮城県  
沖地震でも仙台市は経験しているということで、色々と日本中、世界中から  
注目されているような被害形態となっております。これに対して我々がど  
こまでできるのかということが問われています。この保全審議会も宮城県沖地  
震以来、こういった安全について対処してきたという歴史を持っておりま  
すので、ここでもう一度色々なことを精査し考えて、宅地保全審議会としての  
役割を果たせるように努めて参りたいと思いますので、皆様方のご支援をよ  
ろしくお願いをいたします。

事務局 : ありがとうございます。なお、公務のため事務局代表はここで退席とさ  
せていただきます。

— 事務局代表、退席 —

事務局 : 会長、副会長が選出されましたので、これからの議事は会長にお願いた  
いと思います。よろしくお願いをいたします。

委員 : それではお手元の議事次第に沿って進めて参りたいと思います。

— 資料確認, 会議成立, 審議会の公開, 傍聴人への注意事項, 議事録署名人の依頼 —

委員 : 今回, 初顔合わせということで, それぞれの委員の方, 自己紹介をお願いしたいと思います。

— 委員の自己紹介 —

委員 : ありがとうございます。それではここから議事に入りしたいと思います。  
議事の1番目が経過説明ということになっております。この点につきましては事務局から説明をお願いいたします。

事務局 : お手元の資料, 6ページをご覧ください。「仙台市内の被災宅地に係る宅地保全審議会, 技術専門委員会の開催状況について(経過)」と書いてある資料です。主だったところだけ読み上げさせていただきます。

6月3日午後1時より第29回宅地保全審議会が公開で行われております。このときに東日本大震災による本市の宅地被害について報告させていただきまして, 特別委員5名を新たに任命し, 技術専門委員会で宅地の復旧に関する技術的な検討を行うことを了承していただいております。また同日, 宅地保全審議会終了後に第1回技術専門委員会を公開で開催しております。この中で5点ほどご審議いただいております。

①梅雨前, 台風への応急措置

②公共施設復旧工事の技術的助言

③被害集中地区における地質調査及び対策方針の助言, 提言

④復旧相談体制の確立

⑤危険度判定, 応急措置について, 審議への周知について

以上のことをご審議いただいております。

その後, 技術専門委員会が続きまして, 9月9日午後4時から第6回技術専門公開で開催しております。このときにほぼ大枠が固まりまして, それについての経過説明と今後の予定ということを整理していただいております。

1つめとして, 近いうちに開催予定の宅地保審議会で諮問答申について返

答を整理する。

2つめとして、今後の技術専門委員会で宅地被害全体概要や、地質調査実施済地区以外の地区での復旧方針、地質調査が必要かどうか等について、ご助言いただいたということです。加えて被災宅地、造成宅地の復旧方針についてです。このときに6地区については審議終了ということになっております。

次の欄が本日の第31回宅地保全審議会ということです。

これまでの概略の経過をご報告いたしましたが、9月9日に行いました第6回技術専門委員会で審議が行われました6地区について審議内容をご報告いたしたいと思っております。その前に、前提条件等について技術専門委員会の委員長でもおられる飛田会長よりご説明をいただいております。

委員

：各地区の説明に先立ちまして、この資料をどのように捉えるかということなのですが、地盤の問題というのはなかなか分かり辛く、新たなデータが上がると展開が変わったり、実際に工事を始めてみて予定していたものと全く違うという状況であったり非常に工事をする上では問題が多いものですから、資料の見方について簡単に説明させていただきます。

前段は省略させていただきます、最後の段落を読み上げさせていただきます。

これらの結果を報告するにあたって、変状メカニズムの同定、対策方法の基本方針と対策法の選定、付帯意見の記載について以下の事項を確認したいと思います。

①の「変状メカニズムの同定」。これについては調査結果に基づきまして、当該地区の宅地被災について最も大きな影響を与えた変状メカニズムを提案したということです。変状メカニズムの同定は復旧工法の選定に影響を与えるということです。現時点での調査結果、現場計測結果のみでは、メカニズムが単一に同定できない場合もございます。この場合には付帯意見の中にその旨を記載しているということです。これから観測等が進まないという単一のメカニズムなのか、複数のメカニズムなのかという判断は難しいということになります。

②の「対策工法の基本方針と対策法の選定」ということですが、これに基づきましては変状メカニズムに基づいて対策工の基本方針を定め、具体的な対策工を提案しております。原則的には現地復旧を前提として対策工を考えて

おります。ただし、③の付帯意見ですが「変状メカニズムが唯一に同定できず、対策工の選定が困難な場合にはその旨を付帯意見として記録し、また現地復旧を原則として対策工の基本方針及び対策を提案したが、その対策工を実施しても宅地の安全性に懸念がある場合には、その旨を付帯意見として記録」させていただきました。一番問題になるのは付帯意見なのですが、付帯意見の意味というのはそういうことです。確認しますが、現地の復旧を第一にして色々なことを考えたのですが、なお付帯意見として付記すべきものがあった場合には、あえて付帯意見の中に収録させていただいたということです。

以上を前提として次の資料をご覧いただきたいと思います。説明はお願いしてよろしいですか。

事務局 : それでは資料 1 1 ページをご覧ください。被災宅地の変状メカニズムと対策方針ということで、6 地区についてですが、私から全体概要についてお話しいたします。6 地区ともに造成年代等多々違いはありますが、昭和 3 0 年代から 5 0 年代にかけての造成が比較的多くなっております。共通的な特徴としては造成地の盛土部分での話だということです。

他に共通的な事項としては、土の脆弱性、地下水、旧地形といった特徴が多いかと思います。以上を踏まえて事務局としましては、各 6 地区の基本方針を踏まえての対策工案ということで右側にかかせていただいております。また会長のお話にもあった通り、付帯意見等をさらに右側に、陣ヶ原、折立五丁目、緑ヶ丘四丁目は付帯意見をいただいているという形です。

大体的な中身はこういった構成で整理させていただいたということをご報告させていただきます。

委員 : ありがとうございます。この 6 地区につきまして、専門委員会から宅地保全審議会へ報告させていただくという形を取っております。細かい資料よりは一覧表にしたほうがよいということで、他地区との比較も可能なように、このような資料を作成させていただきました。なかなか分かり辛いところですが、委員の方、この点につきまして何か質問等ございましたらご発言をお願いいたします。

委員 : この 6 地区につきましてはマップが貼り付けてありますが、そのグリーン

で示している公共事業の地区に、全て該当しているのでしょうか。それとも違う条件で設定しているのでしょうか。

事務局 : この6地区は、基本的に公共事業を想定している候補地として考えております。

委員 : 多くの被災地域のうち、この辺の地区が被害規模も大きく、かなり変状メカニズムを同定することが難しいかと思うものを先行して検討したということです。それだけに6件のうち3件について付帯意見が付くという難しい地区でした。

委員 : 付帯意見が付いている3箇所がありますが、読んでみると復旧工事をしてそこに安心して住める状況にはならないと理解をしています。そういう所についても公共工事をやると言っているのは矛盾しているように聞こえます。どういう観点から復旧工事を行うのでしょうか。

事務局 : 基本的な考え方としては現地復旧再建を原則としております。この3地区につきましても防災集団移転等の検討も公共事業のひとつですので、その観点での候補地ということです。

委員 : 私からも補足させていただきます。何故、対策工事をして宅地としての適正に問題があると判断したかといいますと、まず、間違いなく対策をすることによって宅地の安定性・適切性は上がります。杭を打って盛土全体の動きを止めるということですが、現実的に過去の宮城県が行った事業地では、今回杭と杭の間が動いて大きな被害が出ております。

このような状況を考えますと、大きな滑動崩落に対しては抑止という方法を取らざるを得ませんが、杭と杭の間の地盤をきちんとしなければ宅地としての適正に欠けるということです。誤解しないでいただきたいのは「やっても無駄」ということではありません。やれば適性は間違いなく上がりますが、それで今後の地震に対して高い安全性が保てるかと言え、大きなすべりは抑止できるけれども個々の宅地ということになった場合には、緑ヶ丘三丁目に見られるように、保証することはなかなか難しいということです。

専門委員で補足説明等ございませんか。

委員 : 補足説明しますと、変状メカニズムを見ていただきたいのですが。

素因と誘因に分かれておまして、素因は脆弱な盛土、地下水位が高いということがほとんど全てのものに関して書かれております。実際に盛土部分



の強さはかなり悪いということは皆さんもご存知だと思います。それに地下水が絡んでおります。

地下水位というのは季節的にかなり変動します。そういったものを含めるとなかなか予測がしづらいということが現状です。そういった意味で、飛田会長がおっしゃったように、確実に安定化するということは予測できない部分があります。ただ、現状で言いますと最大限の努力をすることはやぶさかではないと思います。しかし将来に起こるであろう災害を100%未然に防ぐことは、リスクマネジメントの立場から言っても非常に難しいと思います。そういう場合にどうすればよいかということで、こういう付帯意見があると補足したいと思います。

委員 : 建設関係でも多くの方が地盤問題については携わりたくないと言うほど複雑な問題です。正直に言えば「何故、あなたたちは線を引かないのか」とよく言われますが、なかなか線を引いて白黒をつけることが難しい問題です。「この連中は頼りになるのか」と疑問を持たれるかもしれませんが、現実的には地盤相手の仕事はこのようなことが多いということです。

委員 : 地盤のことについては建築の設計するときにはいつも何かしら問題が起こるというような、すごく大事なものであり難しい部分でもあります。

このような6つの宅地の地盤は、直しても将来はこのような状況だと聞くとどんどん暗いイメージになります。どうしようもないように思えてしまいます。やはり「ここは全然ダメだ、白黒なら黒だ」と考えないで、日本国中大体はグレーなのだと思ってもよいのではないかと思います。

地盤の特性が一般市民によく分かるように書かれた何かが必要ではないかと思います。ガイドブックのようなものを、これを元にしてできればと思います。宅地と建築を繋ぐ何かが必要ではないかと感じました。

委員 : この件を受けていただくのは、〇〇先生でしょうか。地盤工学会や先生がやっていたら試み、地盤情報をどのようにして市民に提供していくかという話です

委員 : 地盤の情報というものは公共の情報ということで今まであまり認知されなかったのですが、切土盛土・軟弱地盤を含めてデータベースを開示等、これは全国的な話で、まだ法制化には至ってありませんがそういう地盤情報の開

示しようという全体的な方向にあります。不動産業界では宅地の境界等の土地情報によって土地の把握ということも具体的に動いております。すぐにと  
いうわけにはいかないと思いますが何年か先には大部分の情報が開示でき  
るようになっていることを望みます。

委員 : この表を見ながら地震防災全体の立場から見ると、地震災害というのは被害を受けた者、受けなかった者の際を追うということが大事です。何が明暗を分けたのか、その時に1978年の地震で対策を打ったものがあり、それが今回の地震でどれだけの効果があったのかということのを定量化しておく必要があります。それから今回対策を打ってどれだけ耐震性度が上がるのか、また対策を打たないものに対してどのような差をつけるのか。これは個人の立場からリスク対策をやる時に極めて大事だと思います。リスク低減とリスク転化のバランス、これを公的にやる部分と個人でやる部分で微妙な問題があるわけです。この問題を明確に定量化しておかなければならないと思っております。

それに対して1978年に経験したもの、今回の地震に経験したもの。現状がどうなっているのかという辺りの定量化が大事だと思います。

委員 : ありがとうございます。前者の1978年宮城県沖地震で対策をした地区、その全てが今回また被災しております。何らかの被害が出ているということで、その辺の定量化、調査は専門委員会ではなくて大学の研究機関等が調査に入っております。後者の、先生が言われた問題は、非常に大きな、これからの宅地災害に対してのリスクの分担とか、リスクの低減のあり方などをどのように今後進めていくのかということは、これは仙台市だけの問題ではありません。非常に大きな範囲で検討する問題です。実際に国のほうも、もっと包括的に宅地支援ができるように動き始めたところではないかと思っております。

委員 : 1978年の宮城県沖地震の教訓として、被害の実情に合った地震保険制度の提言というのは、当時の〇〇知事が総括公演で言っています。昔から保険の問題は言っているのですが、今回はこの問題をなんとかしないと。先進国を襲った巨大地震ということで、技術的なものだけでなく社会的な対応という意味で世界中から見られています。こういう時に保険制度も上手く絡めた対応策が必要な気がします。物理的な宅地の耐震性に対してどのように保

険で上げ下げした時に対応していくか。この辺に対する考え方が必要な気がします。

そこは弁護士会その他、ご意見を伺いたいところです。

委員 : ありがとうございます。今の話は私も随分考えておりますし、多分委員の皆さんが全て地震保険のあり方やそれに対する国の援助のあり方、制度整備、おそらく個人の力を超えているような話であるのは間違いないと思います。その辺について今後、宅地保全審議会のテーマになり得るかどうかということは、事務局と相談してみないと分かりません。基本的にはこの宅地保全審議会はどちらかというと技術的な検討をしていただいて、技術の専門委員でない先生方にはそれに対して何らかの意見や質問をしていただいて、技術に偏らない運営の仕方をしていくという目的で設置されていると思います。ただし、これは非常に大事な意見で、今後何としてもきちんと考えていかなければならないということです。仙台市もそうですが、我々が所属している学会等や法的関係の方々、建築関連の方々も共同して進めていかなければならない話だろうと思います。

委員 : 地震被害想定によって今後色々な非常時の備蓄品の設定その他をやることになると思います。そういう被害想定に今回の被害の対策がどのような形で入って来るのかという辺りの設定も、仙台市としても重要な立場だと思いません。特に対策をした所としなかった所の差が、どのように対策に反映されてくるのかということは皆さんの興味があると思います。是非、何かコメントを入れてほしいと思います。

委員 : 要するに、今これから復旧・復興ということで、正しく東日本大震災に対する対策に追われているのですが、この状況の中でそういったこともしっかりとやっていかなければなりません。うっかりすると「喉元過ぎれば熱さを忘れる」で、ある程度落ち着いてしまうと東日本大震災を忘れて、次の地震に対する備えなくなってしまうというような懸念もあります。復旧・復興、住環境の整備を進めながら将来に向けての対策を行っていくような「タフさ」というものを持てるようにお互い頑張りましょうということだと思いません。それでは次に「宅地被災状況と市の復旧方針について」ということで当局から説明をお願いいたします。

事務局 : それではご説明いたします。

今回の東日本大震災における仙台市の被害の概要についてまとめさせていただきます。

— 震災・被害概要，市の基本方針，新制度と適用範囲について説明 —

事務局 : 来年の1月10日から相談窓口を開設する予定です。独自支援制度につきましては1月末から申請受付を開始することを市民の方々に周知しております。

これまでの説明を取りまとめたものが資料12ページになります。

— 資料読み上げ —

このような考えの下に，今後仙台市は復旧支援事業をやっていきたいと考えております。

委員 : ありがとうございます。ただ今の説明についてご質問・ご意見等ありますか。

委員 : 議会としてもこの予算を承認した立場ですので，この設計について今更言う話ではありませんが，土曜日の泉区の説明会に参加いたしまして，だいたい出席者から当局が突き上げられる場面もあるなど，活発な説明会でした。

出席者の方からお話を聞いたのですが，どうも自分の所が公共事業に該当するのか独自支援によって救済されるのかが分からないと発言される方，公共事業に該当しないと思込んでいる方がおられました。まず自分の所が公共事業に該当するかどうか大きなポイントだと思います。ホームページに掲載する等工夫して，しっかりと理解していただけるよう努めるべきだと思います。

事務局 : 我々も作業過程の中で，4031のデータは整理しておまして場所については既に把握しております。しかし独自支援の対象においては「単体被害」が多く，図上でオープンにした場合，個人情報保護の観点から後に問題とならないかという懸念がありましたので，今回はあくまで公共事業の件でお知らせする形にさせていただきました。相談窓口等でお問い合わせいただければ，独自支援制度に入っているかどうかについてお答えはできるようにしたいと思います。

委員 : 委員のお話は公共事業対象地区に関する情報のオープン化についてです。独自支援についてではないように聞こえましたが。

事務局 : すみません。公共事業につきましての情報提供はホームページ等で行いたいと考えております。年内にはアップして情報提供をしたいと思います。

委員 : 専門委員からは何かありませんか。この説明を事前にお聞きしているかとは思いますが、改めて説明を受けて。

よろしいですか。それでは最後に全てまとめた質問・意見の時間を取りたいと思います。

それでは次の議事、「諮問と答申の進め方」ということですが、まずは事務局からの提案ということで説明をお願いいたします。

事務局 : 資料13ページをご覧ください。

宅地保全審議会と技術専門委員会の今後の進め方、と書いてあります。この中で諮問答申の進め方について確認をさせていただきたいと思います。それを受けまして今後の進め方を踏まえまして、来年の1月に第32回の宅地保全審議会を開催し、正式な諮問答申という流れを考えております。それを受けまして、公共事業等についての調査・設計を開始するという時期に合わせていきたいと思います。

また技術専門委員会については、必要に応じて今後とも技術的な助言をいただきたいと思っております。

なお、最終的に公共事業が300地区ぐらいになりますのでそういった地区別の詳細な調査が進んで工事の概ねの目途がついた段階、改めて全体の復旧全貌が見えた段階で再度諮問答申をさせていただければと思います。

現段階では方向性としての諮問答申という形になりますが、最終的には全容が見えてきた段階で具体的な諮問答申、という2段階での開催を考えておりますので、もう少し時間がかかると思います。

次の14ページですが、先ほど大枠的な審議会の流れの案についてお話をさせていただきました。本来ですと4031宅地について被災状況の詳しい分析を踏まえて色々ご審議をいただくのが筋かと思いますが、ひとつには復旧を急ぎたいという仙台市の思いがありまして、先ほどもお話した当面の復旧支援の形をとらせていただいで復旧を進めながら、整理を行っていき

いと思います。その中でひとつの案としてお示ししたいものが、14ページの資料になります。これの被災区分ABC。こういった類型化の下に、ある程度ご審議いただく内容の振り分けをしていきたいと考えております。技術的に難しく判断に迷うような非常に大きな被害と考えられて、なおかつ地盤調査等でメカニズムを特定しなければいけないようなものについて、今後ご審議をお願いする場面があると思います。それ以外のものにつきましては、ある程度事務局等の判断で事業化を進め、また被災程度が小さいものにつきましては自己復旧まで独自支援制度と併せて対応していくという、大きく分類をさせていただくことを考えております。

それを受けまして資料15ページです。これは事務局提案という形になりますが、仙台市の大きな意味での方針の諮問です。

「東日本大震災による本市の丘陵造成宅地の甚大な被害を鑑みて、地盤変状メカニズムや対策方針等、今後の復旧に当たっての技術的助言についてご意見をいただき諮問をさせていただく」と考えております。

これに対する答申につきましては会長からご説明いただきたいと思っております。

委員 : それでは諮問答申の件について先に進めさせていただきます。

答申内容について私が想定している項目は、技術専門委員会の委員長としての意見になりますが、被災宅地とその周辺地盤の安定化や、地盤変状に対する速やかな着手を行ってほしいということです。

また安全性の早期確保、場合によっては今後についても観測を実施しなければならない地域については継続するようということです。

観測データの充実化は必要になってくる話になります。また地盤変状対策の判定や適切な現場管理も必要です。

要は、今後の動態観測等の結果によっては、対策工法を並行しなければならないことも考えられます。その時に、それを毎回専門委員会に問い合わせることをせず、住民の安全を速やかに考えなければなりません。ためらうことなくそれに沿った方針変更ができるようにするべきです。例えば会議を開くのではなくて会長や委員長に連絡をして、彼らがその問題に関して最も権威のある先生と相談をして、即、結論を出し後付けで専門委員会や審議会等に報告するようなバイパス的なものを作り、安全第一を考えたいということです。

この諮問答申につきましては、次回までに文を作りますので、その文案に基づいてご審議いただければと思います。これだけの内容では審議できないと思います。次回には諮問答申内容をしっかりと仕上げますので、その時にご審議をお願いいたします。このページについては予告のようなものとして確認していただければと思います。

その前に事務局から説明のありました、宅地保全審議会と技術専門委員会の今後の進め方、審議分類フローですね。審議分類フローについて簡単に言えば、難しくない問題はどんどん進めて行くということです。やはり専門の先生方にきちんと検討していただきたいという案件については、これからも専門委員会のほうでできる限り迅速に議論をして結論を出し、復旧復興を進めたいということです。被害が小さく先生方の意見を聞くまでもないというものならば、仙台市と事務局で前に進めて行くということで、ご了解をお願いしたいという資料のまとめ方になっております。

以上ですが何か質問等はございませんか。

よろしいですか。それでは次に「その他」ということですが、事務局は何か予定されたものはありますか。

— 事務局より次回審議会の日程の提案 1月24日 午後5時に決定 —

- 委員 : その他、全体を通してのご意見等でも結構ですが、ございませんか。
- 委員 : 造成宅地防災区域という指定が制度上あると思いますが、その要件というものには色々あります。例えば切土盛土下の地盤の滑動、擁壁の沈下、崖の崩落等の事象が生じているものとあります。今回の地震ではそのような事象が生じたわけですが、これを復旧したとしてもまだその恐れがあるという、先ほどの付帯意見の話もあります。今回の地震の後に仙台市の被災宅地について、今後、造成宅地防災区域の指定というものが有りうるのかと個人的に考えております。
- 事務局 : そういふものと、この審議会はどのように関係してくるのでしょうか。
- 事務局 : 造成宅地防災区域ですが、これは宅地造成等規制法に基づく区域指定という話です。これは前提として、先ほどお話ししました新設された滑動崩落緊急対策事業をやるために、区域指定をすることになります。これは行政側の手続きになりますが、場合によっては事業区域想定段階で安定計算等の技

術的な面でご相談する場面もあるかと思います。先ほどお話ししたフロー図ですね。被災程度のABCがあって、判断に迷うような場合にはご相談するケースも出て来るかと思います。基本的には行政内部の手続きの中でやっていきたいと思いますが、ある程度まとまった段階でご報告する形を考えております。

委員 : この宅地保全審議会条例の第二条は、正しく委員が言われたものです。おそらく総括的なものは宅地保全審議会に報告していただけるということですね。その前に専門的な事項の審議、特に耐震安定計算等が出てきた場合には技術専門委員会での検討を、今後お願いするということですね。手続き上は宅地保全審議会に報告や審議をお願いするということは踏まえなければならないと考えてよろしいですね。

委員 : 分かりました。

委員 : その他、無ければこれで時間になりましたので、本日の審議を終了したいと思います。ご出席、ご議論ありがとうございました。